



後期高齢者医療制度「高額介護合算療養費」の申請受付

保健医療課 ☎42-5619

いずれかの保険で異動のあった方などには、申請案内を送付できません。お手数ですが、領収書等で支給対象となるかをご確認いただき、保健医療課または各支所へ申請してください。

●申請手続き
計算期間中に医療保険と介護保険の両方で異動がなく、支給の対象となる方には、広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

●合算できる範囲
同一世帯内の後期高齢者医療保険加入者に係る自己負担額 ※但し、高額療養費等の支給該当額を除きます。

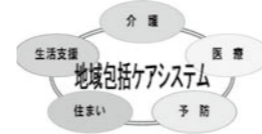
●合算する期間（計算期間）
毎年8月1日から翌年7月31日まで

1年間の、医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算して次表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

自己負担限度額（年額）

区分		自己負担限度額 (年額・世帯単位) 後期高齢者医療+介護保険
市民税 課税世帯	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額（左表参照）の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。
※算定した支給額は、医療保険と介護保険で按分し、それぞれの保険から被保険者に支給されます。
※支給されない場合
・医療保険または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合
・支給額が500円以下の場合



「地域包括ケア進研修会」 ～地域包括ケアって何?～ を開催しました

高齢者福祉課 ☎47-1281

●地域包括ケア推進研修会を終えて
9月26日(土) 廿日市市社会福祉協議会会長 蛇江紀雄さんによる「地域包括ケアって何?」をテーマにした講演等による研修会を、クリスタルアージュにおいて開催し、313人の方の参加がありました。

(講演要約)
蛇江さんからは、戦後の社会福祉制度の変遷から、なぜ地域包括ケアが必要なのか分かりやすくお話がありました。また地域包括ケアシステム構築のために、住民と専門職との連携を強化することや、この体制づくりは住民一人一人が自分のこととして捉え、また地域全体で考えることが必要であるとの話があり、地域包括ケアの重要性を学びました。

その他にも、「認知症予防教室」に取り組んだ地域づくりを始めて」と題した、向原町坂上地域山本みゆきさんからの発表があり、地域の繋がりが薄れつつある中、認知症高齢者を支える地域での体制を作るため、認知症予防教室を地域づくりとして取り組み始めた動機について

や、教室の様子について語られました。

また、「安芸高田市が目指す地域包括ケアシステムとは」と題した、高齢者福祉課による発表を行ない、「たとえ介護が必要になっても、できるだけ自宅で暮らし続けたい」との思いを実現するため、今後、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが日常生活の場で一体的に提供できる地域づくり「地域包括ケアシステム」を推進していく旨について説明しました。

●アンケートより (回収261人)
地域包括ケアシステムの理解について「深まったや深まった」が、78%を占めていました。「地域での支え合いを、今から地域づくりとして考えていく必要があり、そのためにも若い世代の方にも知ってもらう必要があると思う」「自分がどう生きたいかを決めて、家族と話をしておきたいと思う」「良い取り組みであるが、実施にはみんなの協力が必要だと思う」など多くの意見や感想をいただきました。10年後、どんな生活を望むか、自分自身に問いかけながら、地域包括ケアシステムの推進に向けて、みんなで一緒に考えていきたいと思います。



豊穣神楽米で神楽振興

J A全農ひろしまは、神楽を応援する米「豊穣神楽米」の発売を新たに開始されました。「豊穣神楽米」は、神楽のPRや振興に役立てるため、豊かな自然を有する安芸高田市と北広島町（J A広島北部管内）で収穫したコシヒカリを神楽のデザインに詰め込んだもので、J A全農ひろしまとJ A広島北部が協力して商品化をされました。

今後は、神楽公演のチケットや非売品DVD等のプレゼントキャンペーンを実施し、本取組みの周知を図るとともに、売上の一部は関係協議会を通じて産地の「神楽」の更なる振興に役立てられる予定です。

10月28日(水)には、市役所で贈呈式が開かれ、J A全農ひろしまの水永祐治本部長より、「本商品の販売を通じて、神楽や産地を盛り上げたい」と浜田市長に商品を手渡されました。

参考小売価格は、5kgで2,460円(税込)。今後、県内のJ A、米穀店、量販店にて販売される予定です。



(写真右)「豊穣神楽米」5kg 2,460円(税込)

(写真左)「豊穣神楽米」を手にする浜田市長(右)と水永本部長(左)



★販売についてのお問い合わせは、J A全農ひろしま、またはJ A広島北部へお問い合わせください。

子宮頸がん等ワクチン医薬品副作用救済制度請求期限

保健医療課 ☎42-5633

～子宮頸がん予防ワクチン～
現在、厚生労働省の勧告に基づき、平成25年6月14日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨を差し控えています。対象者のうち接種を希望される方は定期接種として接種することはできませんが、ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分理解した上で受けてください。

平成25年3月31日までに市町村の助成により
・子宮頸がん予防ワクチン
・ヒトパピローマウイルスワクチン
・小児用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた方へ
ワクチン接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。支給対象となるのは、請求した日から遡って5年以内に受けた医療に限られていますので、お心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口に至急、お問い合わせください。

【相談窓口】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

※ IP 電話等の方でフリーダイヤルがご利用になれない場合は、

☎03-3506-9411 (有料) をご利用ください。

< 受付時間 >

月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く)

午前9時から午後5時

